

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4第1項の規定に基づき、盛岡市の浄化槽処理促進区域を指定したので、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第9条の6第1項の規定により公告し、指定した区域の図面を下記縦覧場所において本公告の日から14日間縦覧に供する。

令和8年4月1日

盛岡市上下水道事業管理者 浅沼 秀



1 区域の指定年月日

令和8年4月1日

2 縦覧場所

盛岡市渋民字泉田360 盛岡市玉山総合事務所建設課内

盛岡市上下水道局上下水道部玉山事務所

3 縦覧に供する図面

盛岡市浄化槽処理促進区域図